

住宅改造費助成事業（一般型）

耐震診断の要否について

- ・昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅（長屋建て住宅・共同住宅は除く）については、耐震診断を受ける必要があります。

- ・耐震診断を受ける必要がある場合は、市の簡易耐震診断（建築指導課にて受付）を申し込むか、業者に耐震診断を依頼するようにして下さい。

（それぞれ診断料が必要です）

- ・市の簡易耐震診断を申し込む場合、住宅改造費助成事業において助成があります。

詳細は住宅課までお問い合わせください。（※前年度以前に市の簡易耐震診断を申し込みされていた方は、別途助成はありません。）

- ・住宅改造費助成事業の完了届時に、耐震診断報告書を提出して下さい。

※昭和56年6月以降に増築工事を行った場合や、構造種別等によっては耐震診断が不要ことがあります。

詳細については4頁「住宅改造費助成事業における耐震診断の要否について」を参照してください。

【問い合わせ先】

耐震診断の要否や、住宅改造費助成事業に関すること
姫路市都市局公共建築部住宅課

TEL 079-221-2642

簡易耐震診断の申込に関すること
姫路市都市局まちづくり部建築指導課

TEL 079-221-2547

耐震診断の要否の確認について

1. 次の①から⑥の全てにあてはまる場合、耐震診断（下記の「耐震診断の種類について」に掲げるものに限る）を受ける必要があります。

- ① 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅である（それ以降に増築等があった場合は要相談）
- ② 長屋建住宅や共同住宅ではなく、戸建て住宅である
- ③ 併用住宅の場合、住宅部分の面積が延べ面積の半分以上である
- ④ 次の工法に該当しない住宅である
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)」による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく認定工法
- ⑤ 平成 12 年度から 14 年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
- ⑥ 過去に下記「耐震診断の種類について」(1)～(5)の耐震診断を受けていない住宅

耐震診断の種類について

- (1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法
- (2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）
- (3) 「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）」第 3 章第 8 節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
- (4) 上記（1）から（3）に掲げる方法と同等と認められる耐震診断
()
- (5) 以下に規定する「簡易耐震診断」
 - ア 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」
 - イ 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による 1 次診断
 - ウ 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断
 - エ 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断